

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月８日

津地方法務局四日市支局 登記官 東山 匡

記

- １ 手続番号
第１９０３－２０２４－００４６号
- ２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項
四日市市八王子町字里前２２５８番